第１章　計画の趣旨

[計 画 の 目 的]

防災、衛生、景観等に係る地域住民の生活環境の保全を図り、安全で安心に暮らせるまちづくりを推進することを目的に、空家法に基づき、本町が取り組むべき空家等対策の基本的な考え方を示すものです。

[計画の位置づけ]　空家法第６条に規定する空家等対策計画
[対　象　地　区]　町内全域
[計　画　期　間]　平成29年度～平成33年度までの５年間

第２章　空家等の現状と課題

●現地調査の結果

・町内における空家等の総数は169戸
・優良空家等が約７割を占め、特定空家の候補はない
・高齢化率の高い地域で空家等率が高い傾向にある
・樹木や雑草の繁茂が問題となっている空家等が多い

●所有者アンケート調査の結果

・空家等の発生要因は、所有者の転居、入院、相続が多い
・所有者の６割が高齢者
・空家等の利活用に関心のない所有者が多い
・管理に負担を感じる人が多い

●町民アンケート調査の結果

・望ましい空家等の利活用は「新しく人が住む」が６割
・空家等の利活用や除却に関する情報提供や相談窓口の設置を望む声が多い

■朝日町における空家等の内訳
（H27現地調査）

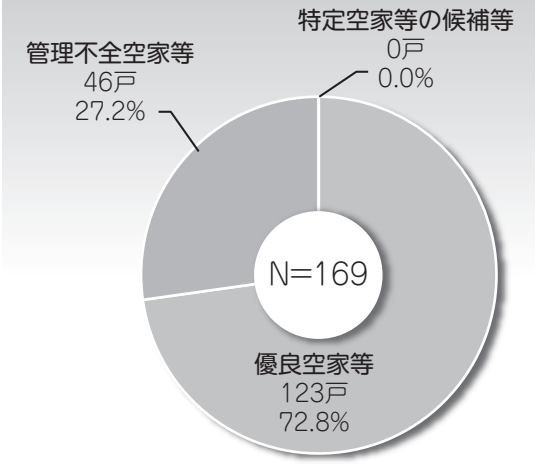

①空家等の発生機会
・所有者等の転居・入院
・居住者の施設入所
・住宅を相続したが居住しない
など

②空家等の発生要因
[所有者の要因] 利活用や除却の意向がない
[中古市場の要因] 中古住宅のニーズのミスマッチ
[地域（立地）の要因] 生活利便性が良くない
[法制度の要因] 更地の固定資産税が高くなる
など

③長期化・管理不全の要因
・所有者としての意識が低い
・遠方に住んでおり十分な管理ができない
・除却費用・維持管理費用の捻出困難
・空家等に関する情報や知識の不足
・所有者（相続人）を特定できない
など

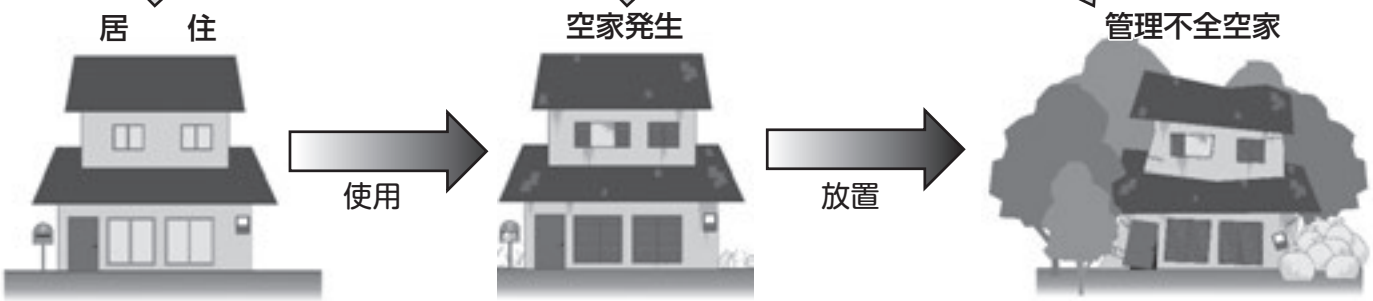

問題点　近隣への悪影響　地域への悪影響　行政としての対応が困難　今後の空家等の増加

▼　▼　▼

課題　空家等を発生させない予防対策　管理不全空家等の対策　まちづくりと調和した空家等の利活用

【問い合わせ先】　産業建設課　TEL 377－5658